

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 管理事業係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の收受、発送及び保管並びに公印の管守に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(使用許可の変更等)</u></p> <p>第9条 <u>文化会館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消すとき、又は許可に係る事項を変更しようとするときは、茂原市東部台文化会館使用取消（変更）申請書（別記第6号様式）に使用許可書を添えて、使用日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、これによらないことができる。</u></p> <p>2 <u>使用許可の変更は、文化会館の施設の管理運営上支障がない場合に限り許可する。</u></p> <p>(使用許可書の提示)</p> <p>第10条 <u>使用者が当該施設を使用しようとするときは、使用許可書を提示しなければならない。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 管理事業係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の收受、発送及び保管に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(使用許可の変更等)</u></p> <p>第9条 <u>使用者が使用許可の取消し又は変更をしようとする場合は、茂原市東部台文化会館使用取消（変更）申請書（別記第6号様式）を使用する日の前日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この申請書の提出に代え、口頭による届出をもってすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申請（口頭による届出を含む。）があったときは、教育委員会は管理運営上支障がない場合に限り、変更の許可をするものとする。</u></p> <p>(使用許可書の提示)</p> <p>第10条 <u>文化会館の施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が当該施設を使用しようとするときは、使用許可書を提示しなければならない。</u></p>

改正後	現 行
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第3号の施設については、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の還付申請)</p> <p>第16条 前条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料還付申請書(別記第10号様式)に使用料を納付したことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(販売行為等の禁止)</u></p> <p>第21条 <u>文化会館の施設及びその敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、販売行為等承認申請書(別記第12号様式)を教育委員会に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第3号の施設については、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の還付申請)</p> <p>第16条 <u>条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料還付申請書(別記第10号様式)に使用料を納付したことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(販売行為等の禁止)</u></p> <p>第21条 <u>何人も許可なく文化会館の施設及びその敷地内において、物品の販売、その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合はこの限りでない。</u></p>

改正後				現 行			
別表（第12条） 音楽ホール附属設備使用料				別表（第12条） 音楽ホール附属設備使用料 (単位円)			
品名		単位	1回の使用料 (単位：円)	品名		単位	使用料金 (1回につき)
照明設備	調光装置	1式	3,240	照明設備	調光装置	1式	3,240
	操作卓	〃	1,080		操作卓	〃	1,080
	ボーダーライト	〃	2,160		ボーダーライト	〃	2,160
	第1サスペンションライト	1台	210		第1サスペンションライト	1台	210
	第2サスペンションライト	〃	210		第2サスペンションライト	〃	210
	アッパーホリゾンライト	1式	1,080		アッパーホリゾンライト	1式	1,080
	ロアーホリゾンライト	〃	1,080		ロアーホリゾンライト	〃	1,080
	サイドフロントライト	1台	210		サイドフロントライト	1台	210
	センターピンスポットライト	〃	540		センターピンスポットライト	〃	540
	天井反射板ライト	1式	2,160		天井反射板ライト	1式	2,160
	コンダクターライト	1台	540		コンダクターライト	1台	540
	シーリングライト	1式	2,160		シーリングライト	1式	2,160
	舞台効果器	1台	1,080		舞台効果器	1台	1,080
	音響設備	調整卓	1台		1,080	音響設備	調整卓
	MDデッキ	〃	860		MDデッキ	〃	860
	CD-RWプレーヤ	〃	1,080		CD-RWプレーヤ	〃	1,080
	カセットテープデッキ	〃	860		カセットテープデッキ	〃	860
	ポータブルミキサー	〃	1,080		ポータブルミキサー	〃	1,080
	グラフィクイコライザー	1台	860		グラフィクイコライザー	〃	1,080
					ミラーボール	〃	1,080

改正後				現 行			
	デジタルリバーブ	〃	860		グラフィックイコライザー	1台	860
	手動式3点吊りマイク	1基	640		デジタルリバーブ	〃	860
	ステージスピーカー	1台	320		手動式3点吊りマイク	1基	640
	ステージモニタースピーカー	〃	540		ステージスピーカー	1台	320
	ダイナミックマイクロホン	1本	640		ステージモニタースピーカー	〃	540
	ワイヤレスマイクロホン	〃	1,080		ダイナミックマイクロホン	1本	640
	卓上マイクロホン	〃	860		リボンマイクロホン	〃	1,080
	マイクスタンド	〃	430		ワイヤレスマイクロホン	〃	1,080
舞台設備	絞り緞帳 ^{どん}	1張	1,080	舞台設備	卓上マイクロホン	〃	860
	吊り物バトン ^つ	1列	320		マイクスタンド	〃	430
	バック幕	1枚	540		絞り緞帳 ^{どん}	1張	1,080
	水平幕	〃	540		吊り物バトン ^つ	1列	320
	平台	1台	210		バック幕	1枚	540
	開き足	〃	100		水平幕	〃	540
	箱足	〃	100		平台	1台	210
	ヒナ段蹴込パネル	1式	540		開き足	〃	100
	演台	〃	1,080		箱足	〃	100
	指揮者台	1台	320		ヒナ段蹴込パネル	1式	540
	指揮者譜面台	1脚	210		演台	〃	1,080
	演奏者譜面台	〃	100		指揮者台	1台	320
	譜面灯	1灯	100		指揮者譜面台	1脚	210
	コントラバス用椅子	1脚	100		演奏者譜面台	〃	100

改正後				現 行			
楽器	国旗、市旗	1 枚	100	楽器	譜面灯	1 灯	100
	ピアノ (ヤマハCF)	1 台	5,400		コントラバス用椅子	1 脚	100
	〃 (スタインウェイD-274)	〃	8,640		国旗、市旗	1 枚	100
その他	16ミリ映写機	1 式	2,160	楽器	ピアノ (ヤマハCF)	1 台	5,400
	プロジェクター (レンズ付き)	1 台	2,160		〃 (スタインウェイD-274)	〃	8,640
	小型プロジェクター	〃	1,080	その他	16ミリ映写機	1 式	2,160
	BD/DVDプレーヤ	〃	1,080		映写スクリーン	〃	1,080
	映写スクリーン	1 式	1,080		持込機器用電源	1 キロワット	100
	持込機器用電源	1 キロワット	100				
備考 持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。				備考 持込機器電源の使用料金は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。			

改正後

別記第1号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館の施設を使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
使用施設	1階		2階		3階
使用目的				使用予定 人員	名
追加日時	月 日 () 日 () 日 () 日 ()				
	時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 日 () 日 () 日 ()				
	時 分 ~ 時 分				
使用料	基本使用料	円	部 屋 名 及 び 収 容 人 員	1階	第1会議室30名 和室20名
	減免額 (5割・10割)	円		2階	娯楽室10名 集会室12名 調理実習室20名 第2会議室30名 トレーニング室10名 音楽室20名
	小計	円		3階	音楽ホール338名 第3会議室50名 和室15名 研修室7名 相談室8名
	加算・調整額	円			
	合計	円			

※申請者欄及び太線の中を記入してください。

現 行

別記第1号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

代表者名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館の施設を使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
使用施設	一階		二階		三階
使用目的				使用予定 人員	名
追加日時	月 日 () 日 () 日 () 日 ()				
	時 分 ~ 時 分				
	月 日 () 日 () 日 () 日 ()				
	時 分 ~ 時 分				
使用料金	基本使用料	円	部 屋 名 及 び 収 容 人 員	1階	第1会議室30名 和室20名
	減免額 (5割・10割)	円		2階	娯楽室10名 集会室12名 調理実習室20名 第2会議室30名 トレーニング室10名 音楽室20名
	小計	円		3階	音楽ホール338名 第3会議室50名 和室15名 研修室7名 相談室8名
	加算・調整額	円			
	合計	円			

※申請者欄及び太線の中だけ記入してください。

改正後

第2号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館音楽ホール使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館音楽ホールを使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
使用施設	ホール・会議室・和室・研修室・相談室		
音楽ホール付属設備使用品	ピアノ使用有・無 (スタインウェイ・ヤマハ) その他		
入場料	有 (円) ・ 無		
使用目的		使用予定 人員	名
備 考			
使用料	音楽ホール	円	部屋名及び収容人員 (3階)
	音楽ホール付属設備	円	
	減免額 (3割・5割・10割)	円	
	小 計	円	
	加算・調整額	円	
	合 計	円	

※申請者欄及び太線の中を記入してください。

現 行

第2号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館音楽ホール使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

代表者名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館音楽ホールを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
使用施設	ホール・会議室・和室・研修室・相談室		
音楽ホール付属設備使用品	ピアノ使用有・無 (スタインウェイ・ヤマハ) その他		
入場料	有 (円) ・ 無		
使用目的		使用予定 人員	名
備 考			
使用料金	音楽ホール	円	部屋名及び収容人員 (3階)
	音楽ホール付属設備	円	
	減免額 (3割・5割・10割)	円	
	小 計	円	
	加算・調整額	円	
	合 計	円	

※申請者欄及び太線の中だけ記入してください (使用料金は、税込み額 10円未満は切り捨て)。

改正後

第3号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

氏 名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館体育センターを使用したいので、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用目的及び種目	
使用備品	
使用予定人員	名
追加日時	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
基本使用料	円
減免額	円
小計	円
加算・調整額	円
合計	円

※申請者欄及び太線の中を記入してください。

現 行

第3号様式 (第7条第1項)

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所

団体名

代表者名

T E L

印

次のとおり東部台文化会館体育センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用目的及び種目	
使用備品	
使用予定人員	名
追加日時	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
	月 日 () 日 () 日 () 日 ()
	時 分 ~ 時 分
基本使用料	円
減免額	円
小計	円
加算・調整額	円
合計	円

※申請者欄及び太線の中だけ記入してください (使用料金は、税込み額 10円未満は切り捨て)。

改正後

第4号様式 (第8条)

茂原市東部台文化会館使用許可書

受付番号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第8条の規定により、次のとおり東部台文化会館の使用を許可します。

施設使用日	使用時間	施設名	基本料	受付番号
使用目的 及び種目				
備考				
基本使用料	減免額	加算額	調整額	使用料
円	円	円	円	円
許可条件				

現行

第4号様式 (第8条)

茂原市東部台文化会館使用許可書

受付番号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

次のとおり東部台文化会館の使用を許可します。

施設使用日	使用時間	施設名	基本料金	受付番号
使用目的 及び種目				
備考				
基本使用料金	減免額	加算額	調整額	使用料金
				円
許可条件				

※使用上のお願い

- ① 使用時間は準備と後片付けを含みます。
- ② 利用時に本書を提示して、鍵を受け取って下さい。
- ③ 利用する際は職員の指示に従ってください。
- ④ 許可された時間内に原状に回復し、鍵を返却して下さい。
- ⑤ 施設使用后、人員を報告してください。

改正後

第5号様式 (第8条)

受付番号

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可書

使用日時	年 月 日	時まで			
使用目的及び種目					
使用予定人員	名				
基本使用料	円	減 免 額	円		
加 算 額	円	調 整 額	円		
使用料	円				
備 考	使用日	使用時間	受付番号	使用予定人員	使用料

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第8条の規定により、上記のとおり東部台文化会館体育センターの使用を許可します。

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

現 行

第5号様式 (第8条)

受付番号

茂原市東部台文化会館体育センター使用許可書

使用日時	年 月 日	時まで			
使用目的及び種目					
使用予定人員	名				
基本料金		減 免 額			
加 算 額		調 整 額			
使用料金	円				
備 考	使 用 日	使用予定時間	受付番号	人数	基本使用料金

上記のとおり東部台文化会館体育センターの使用を許可します。

年 月 日

申請者 様

茂原市教育委員会 印

改正後

第6号様式（第9条第1項）

茂原市東部台文化会館使用取消(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所
 団体名
 氏 名 印
 T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり東部台文化会館の使用を取消（変更）します。

受付番号		
取消・変更 年 月 日	変更前	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	変更後	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
取消・変更 施 設	変更前	
	変更後	
理 由		

現 行

第6号様式（第9条第1項）

茂原市東部台文化会館使用取消(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所
 団体名
 氏 名 印
 T E L

次のとおり東部台文化会館の使用を取消(変更)します。

受付番号		
取消・変更 年 月 日	変更前	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
	変更後	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
取消・変更 施 設	変更前	
	変更後	
理 由		

改正後	現 行
<p data-bbox="129 205 405 240">第7号様式（第11条）</p> <p data-bbox="344 280 797 308">茂原市東部台文化会館使用許可取消・中止書</p> <p data-bbox="775 357 965 384">年 月 日</p> <p data-bbox="365 429 394 453">様</p> <p data-bbox="707 497 945 525">茂原市教育委員会 印</p> <p data-bbox="154 568 990 667">年 月 日付（受付番号 ）で許可した茂原市東部台文化会館の使用について、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第11条の規定により、次の理由のとおり許可の取消（中止）をします。</p> <p data-bbox="174 713 226 737">理由</p> <p data-bbox="165 962 237 986">（教示）</p> <p data-bbox="159 997 990 1414">1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p data-bbox="159 1139 990 1414">2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p data-bbox="1128 205 1404 240">第7号様式（第11条）</p> <p data-bbox="1359 274 1789 298">茂原市東部台文化会館使用許可取消・中止書</p> <p data-bbox="1839 349 1995 373">年 月 日</p> <p data-bbox="1321 426 1350 450">様</p> <p data-bbox="1713 497 1951 521">茂原市教育委員会 印</p> <p data-bbox="1153 572 1995 636">年 月 日付（許可番号 ）で許可した茂原市東部台文化会館の使用について、次の理由のため許可の取消（中止）をします。</p> <p data-bbox="1173 687 1225 711">理由</p> <p data-bbox="1164 949 1236 973">（教示）</p> <p data-bbox="1158 984 1995 1123">1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p data-bbox="1158 1134 1995 1422">2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

改正後

現 行

第 8 号様式 (第14条第 2 項)

第 8 号様式 (第14条第 2 項)

茂原市東部台文化会館使用料減免申請書

茂原市東部台文化会館使用料減免申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先)茂原市教育委員会

(宛先)茂原市教育委員会

申請者 住 所
団体名
氏 名 印
T E L

申請者 住 所
団体名
氏 名 印
T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用施設	
使用目的	
申請理由	
使用料	円

使用年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用施設	
申請理由	
使用料	円
減免額	円
納付額	円

改正後

第9号様式（第14条第3項）

茂原市東部台文化会館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった使用料の減免について、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第14条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

使用年月日	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
使用施設	
使用料	円
減免額	円
納付額	円
備考	

現 行

第9号様式（第14条第3項）

茂原市東部台文化会館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

次のとおり使用料の減免をいたします。

使用年月日	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
使用施設	
使用料	円
減免額	円
納付額	円
備考	

改正後

現 行

第10号様式（第16条第1項）

第10号様式（第16条第1項）

茂原市東部台文化会館使用料還付申請書

茂原市東部台文化会館使用料還付申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者 住 所
団体名
氏 名 印
T E L

申請者 住 所
団体名
氏 名 印
T E L

茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

次のとおり使用料の還付を申請します。

使用年月日	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
使用施設			
申請理由			
既 納 額	円		
還付申請額	円		

使用年月日	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
使用施設名			
還付を申請する理由			
既 納 額	円		
還付申請額	円		

※使用料を納付したことを証する書類を添付してください。

※使用料を納付したことを証する書類を添付してください。

改正後

第11号様式（第16条第2項）

茂原市東部台文化会館使用料還付可否決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった還付の申請につき、茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則第16条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

還付する場合	還付額 円
還付しない場合	還付しない理由

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

現 行

第11号様式（第16条第2項）

茂原市東部台文化会館使用料還付可否決定通知書

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった還付の申請につき次のとおり決定しました。

還付する場合	還付額 円
還付しない場合	還付しない理由

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に茂原市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茂原市を被告として（訴訟において茂原市を代表する者は茂原市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

